



法務局（遺言書保管所）に行く

1 セルフチェックシート

法務局（遺言書保管所）に行く前に、以下のセルフチェックシートでもう一度確認してみましょう。

ステップ1 遺言書の作成について

- 1 ご自身が作成した遺言書について、民法上の要件や様式上のルール等が守られているかどうか確認しましたか。

ステップ2 申請書の作成について

- 2 申請書は、記載すべき事項を全て記載していますか。該当する□にチェックを入れていますか。

- 3 遺言書に受遺者等又は遺言執行者等を定めた場合は、申請書の「受遺者等・遺言執行者等欄」に記載しましたか。
(推定相続人に「遺贈する」旨を遺言書に定めた場合も、当該推定相続人を申請書の「受遺者等・遺言執行者等欄」に受遺者として記載します。)

- 4 死亡時の通知の申出を希望する場合、情報の取扱いに関する同意事項欄の□にチェックを入れていますか。

- 5 死亡時の通知の申出を希望する場合、受遺者等、遺言執行者等又は推定相続人から通知対象者として、1名を指定していますか。

- 6 申請書は、拡大・縮小したものではありませんか。申請書を再度コピーしたものではありませんか。片面印刷されたものですか。

ステップ3 添付書類等について

- 7 遺言者の本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し（作成後3か月以内）

- 8 遺言書が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文

- 9 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード等)

- 10 3,900円分の収入印紙（現金を持ってきていただいて差し支えありません）

ステップ4 予約について

- 11 管轄の法務局（遺言書保管所）に予約しましたか。